

奈良県立橿原考古学研究所及び附属博物館建物管理業務委託契約書(案)

奈良県立橿原考古学研究所副所長 米田康彦（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）は、奈良県立橿原考古学研究所及び附属博物館建物管理業務について、次のとおり契約を締結する。

（業務の範囲）

第1条 乙が庁舎管理に当たる範囲は、別紙「奈良県立橿原考古学研究所及び附属博物館建物管理業務委託仕様書」に基づくものとする。

（契約の期間等）

第2条 契約期間は、令和3年3月4日から令和4年3月31日までとする。
業務履行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 (1) 建物管理業務委託料として、金 , , 円とする。（内取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）とし、委託料の請求は前項の金額を毎月等に分割して請求するものとする。

(2) 前項の委託料金は、経済事情の変動等正当な事由のある場合は、甲乙協議の上、これを改定することができる。

(3) 上記請負請求書については、乙は当月分を毎月末日締め切り、甲に請求し、甲は乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

但し、月の途中において契約を解除した時は、日割り計算により支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

（乙の業務）

第5条 乙は建物管理業務に従事中、火災、盗難、その他事故防止について、充分かつ細心の注意を払うとともに、乙の責めに帰すべき事故により甲の建物、設備、備品、展示物等に損害が発生したときは、これにより甲が受けた損害を賠償しなければならない。

(2) 乙は建物管理に従事中に負傷し、又は疫病にかかることがあっても、何ら甲に請求しないものとする。

(3) 乙は建物管理業務については、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反したとき、又は乙の原因により委託を継続しうることが不相当と認められるときは、この契約を解除することができる。

(2)前項の「乙の原因により委託を継続しうることが不相当と認められるとき」は、次の(i)から(viii)のとおりとする。

(i)役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(ii)暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(iii)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(iv)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(v)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(vi)この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(vii)この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(viii)この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3)甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約に基づく業務中に知り得た甲の秘密を一切、他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この契約に定めのない事項について、その都度「甲」「乙」協議のうえ、定めるものとする。

上記契約を証するため、本通2通を作成し、双方記名・押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年3月 日

甲 橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所
副所長 米田 康彦

乙